

Title	戦後世界植民地問題の所在点
Sub Title	
Author	山本, 登
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.10/12 (1947. 12) ,p.697(149)- 720(172)
JaLC DOI	10.14991/001.19471201-0149
Abstract	
Notes	慶應義塾九十周年記念論文集：第二輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19471201-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

得のより大なる部分が貯蓄に向けられねばならぬ。資本財産が縮少するのは、限界消費性向が餘りにも高いからであつて、それが餘りにも低いからではない。(註)

この二つがリカードオ効果に基づく崩壊を防止するか或は軽くするための方法である。もちろん今日の經濟的危機は單なるリカードオ効果によつて説明され得るものではない。従つてこの外にも一層重要な諸對策がなされねばならぬことはもちろんである。然し本論においては、このやうな政策を述べることは目的ではなく。たゞリカードオ効果がわが國の現段階に現はれてゐることを示したにとどまるものである。

(註) Hayek, *Ibid.*, pp. 31-35.

戦後世界植民地問題の所在點

山 本 登

一 序 言

周知の如く、戦後の世界政治・經濟の推移は、大きく見て、アメリカ的な方式とソ連的な方式の推進並びに兩者の對立を中心に展開せられつゝある。ことに去る三月のトルーマン米國大統領の希・土援助に關する聲明以來、アメリカの對ソ強硬外交、反共政策の採用、近くはマーシャル提案に基づく歐洲復興會議、さらに對日講和豫備會議の開催をめぐる兩國の軋轢を軸として、漸くその對立は深まるかの如き感を與へる。

しかし乍ら、かかる摩擦の進展が、そのまま涯なき對立の溝へ——第三次大戰へ導くと見るのは尙早であり、第二次大戰後の恒久的な世界平和の實現といふ共同の目標に向つて、アメリカ、ソ連邦を含む世界各國の努力が拂はれつつある事實を、無視してはならない。

アメリカとソ連邦との對立に關する限り、屢々アメリカの世界政策が、世界政治・經濟の可及的速やかなる安定化を念願とするに對し、ソ連邦のそれが正に對蹠的に、謂はゞ不安定化工作乃至は擾亂・遷延工作を以て基本方針とする説かれる。しかもその摩擦の反面において、兩國の現實的・彈力的な外交政策は、尙多くの妥協の餘地をのこす

ものと見なければならぬ。この點に關し、去る四月のスターリン・スタツセン會談の内容は、洵に示唆に富むものといへる。とくにスターリンが、協力の可能性と協力の欲求との間に區別をつけるべきことを指摘し、協力の可能性は常に存在するが、協力する欲求は常に存在するものでないとして、「(米・ソの)二つの相異なる機構が、戦時中協力できたとすれば、何故平時に、協力できないことがあらうか。協力を欲するならば、異なる經濟機構の下でも協力は可能である。しかし協力を欲しなければ、同一の經濟組織の下でも國家及び國民は相互に戦ふことになる」と強調したことを想起すべきであらう。一方の會見説ではあるが、米・ソを中心とする戦後の世界政治・經濟動向を推斷する上に、見逃せぬ一資料であらう。

現下の情勢に關する限り、對獨講和會議の失敗後、歐洲復興會議の提案、對日講和豫備會議の提唱等、問題は引續き米・ソを兩極とする諸大國間の交渉を軸として進められつゝあるかの如くであるが、その半面において、戦後の世界政治・經濟問題の一環として、植民地問題の提起を輕視できない。(註)

曰く、イラン問題、パレスチナ問題、印度問題、インドシナ問題、インドネシア問題、朝鮮問題等々、戦後において、植民地自體の向背に關する諸問題は相次いで提起され、且つその多くは目下係争中である。又これが解決をめぐつて、獨ソ當事國間のみならず、世界の政治・經濟の歸趨を決定すべき多くの要素が提出されつゝあると見なければならぬ。かくて戦後の世界政治・經濟の諸問題の圓滿な解決のためには、その一つの要因として、植民地問題の根本的解決が不可缺とせられる所以である。蓋し今や、植民地問題は、常に本國對植民地の關係において、世界經濟の現段階においては、正に國際的規模において取り上げられなければならないからである。

かゝる事情の理解のためには、戦争中より戦後に及ぶ世界政治・經濟の變貌を背景として、植民地自體の政治的・

經濟的變轉の狀況を明らかにしなければならぬ。今前者については讀者の常識的理解にこれを委ね、後者について勘考する場合、何よりも次の原則が前提とされなければならない。即ち「民族問題並びに植民地問題を解決するに當つては、抽象的命題より出發せず、具體的なる現實性を有する諸現象より出發せねばならぬ」との一事である。唯不幸なことに、戦時中より戦後にかけての所謂植民地事情については、資料の不足に基き、これを詳らかにし得ない。そこで茲では、上の原則論を胸に止めて、戦後における植民地問題の所在點を抽出することを以て、本論稿の骨子とし度い。謂はゞこれは戦後の世界植民地問題に關する序論的・概論的考察をなすものである。

(註) 現在開催中の西歐復興會議すら、實は戦後の世界植民地

問題に對して、大なる意義を持つ點を指摘できよう。蓋し、

參加國中、英・佛・蘭・白・葡の五ヶ國のみにて、全世界の

植民地領域の大凡九〇―九五%を保有する。かくて西歐プロ

ツクの成立は、かゝる領域に對して至大な影響(例へば舊植民地體制維持のための、或は又植民地運動制約のための共同戦線の結成への危惧)を及ぼさざるを得ないのである。

二 戦前における植民地の地位

現段階における世界植民地問題の所在點を明らかにするに當つては、(一)には前提的理解のために、(二)には比較の意味において、第一次大戦より第二次大戦前にいたる期間における、世界の政治・經濟における植民地の地位を顧みることが、無意味であるまい。

改めて指摘するまでもなく、典型的な帝國主義戦争として戦はれた第一次大戦中を通じ、且つその後における世界經濟の發展過程において、植民地の置かれた地位、その與へられた役割は、自ら明らかなるものがあつた。

第一次大戦中を通じ、世界の各植民地は、軍事的・經濟的に、各本國支援のために奉仕を餘儀なくされた。(今次大戦に際しては、この關聯は後述の如く、さらに擴大強化された)かくて、戦争を通じて各植民地自體が獲得したところは、

概括して、

- (一) 植民地における民族主義の昂揚
 - (二) 植民地の工業化の促進であつた。
- (一)については、第二次大戦中のウィルソン米國大統領の民族自決主義の提唱は、植民地原住民の民族的自覺を促し、又ロシア革命の成功が反帝國主義的植民地解放運動に拍車をかけた。(二)については、戦時中、數多くの後進國と共に各植民地における經濟的發展——工業化の促進が導かれ、それは戦後において資本主義諸國の市場の問題に、新たな課題を投ずるに足りた。

戦後、戦勝國なる英・佛をはじめ、新たに擡頭した米・日等共に、各々自己の經濟的復舊——資本主義的發展の維持・向上に努力を傾倒し、且つ世界資本主義體制の確立を念願とした限りにおいて、各植民地はその後の経過において、各本國との關係において、又國際的な資本主義の共同戦線の前に、その壓力の制壓下に置かれざるをえなかつた。

かくて(一)のウィルソンの民族自決主義は、植民地においては結實することなくして終り、加ふるに諸資本主義國による對ソ武力干渉は、植民地民族運動の抑壓にまで延長された。蓋しこの時期において、植民地における民族運動は、もはや單純な民族運動として止らず、社會主義革命運動としての様相を呈しはじめたのである。所謂植民地民族運動の二重的性格として指摘せられる所のものであり、對外的には支配國に對する抗争を意味すると共に、對内的には原住民民衆の對支配階級への解放運動としての意義を備へた。

また(二)の工業化の前進については、それが本國工業の競争者たり得る限り、排除されなければならなかつた。か

くて植民地における戦時中の經濟的發展、就中民族資本の蓄積・勃興にも拘らず、戦後において本國の採る所は、反工業化政策、舊態依然たる農業領域への逆轉と一層のモノクローリ化の推進であつた。

但しこの點については、多くの植民地工業は尙、輕工業、就中低級な纖維工業を中心とするものであつたといふ事情が擧げられねばならない。多くの植民地において、工業化といふも會社としては依然として農業領域としての態勢を持續するもの多く、高々帝國主義的色彩をもつた原料獲得のための工業化に止まり、植民地獨立への經濟的基礎としては、頗る薄弱なものであつた。戦後、本國の反工業化政策の適用化に、それが容易に逼塞するにいたつたことは寧ろ當然であり、それらは益々外國資本の支配下に置かれるにいたつた。

いま上述の経緯を、第一次大戦後の世界經濟の發展過程の觀點より眺むれば、後者は通常次の期別に分たれる。第一期(一九二〇—二三年)は、戦後恐慌に基づく世界資本主義の危機の時代であり、第二期(一九二四—二七年)は、その恢復乃至一應の安定化の時代であり、さらに第三期(一九二八年以降)は、一時的繁榮期とそれに續く世界恐慌の時代である。

植民地問題に關聯して注目せられるのは、第二期以後であり、この期において歐米資本主義諸勢力の協力によるヨーロッパ生産力の一應の復舊成つて後に、彼等の植民地領域への再進出が開始せられた。蓋し國內經濟の合理化の促進は、國內市場の狹隘化を招き、世界市場をめぐる鬭争を不可避ならしめたのである。この傾向は次の第三期にも引繼がれた。その初期の各國の國內經濟の好況にも拘らず、漸く各國における生産力の發展と市場の發見との間の矛盾は、次第に激成された。ことに農産物と土産物との間における所謂欽狀價格差の慢性化、さらには本國製品と植民地生産物との間における同じ現象の進行は、單に國內市場のみならず、世界市場の狹隘化を招來した。加えて社會主義

國ノ運邦の發展は、後者の傾向を倍加した。

かくて各資本主義國は、帝國主義的な線に沿つての強行的解決(世界市場の爭奪戰)を試みたが、それはいふまでもなく世界資本主義の基本的矛盾と目されるもの(I、内部的矛盾の増大、II、資本主義諸國間の對立、III、資本主義本國對植民地の對立、IV、資本主義體制對社會主義體制間の對立)の激化を導き、遂には世界恐慌の勃發となつた。

恐慌克服策として各資本主義國によつて採用せられたブロック經濟の形成が、世界經濟關係の一層の梗塞化を導きつつ、各ブロック間の對立を深める結果に陥つたことについては、茲に縷述するまでもない。いつしかそれは恐慌克服策の域を脱して、各資本主義國にとつての延命策へと轉化して行つた。その間に各植民地は、いづれも各本國に對する從屬性の強化を強ひられ、ブロック内における自給體制樹立のために、本國の原料的、市場的且つ又投資的な對象領域に編成せられた。

ブロック間の對立は、やがて所謂「持てる國」と「持たざる國」乃至は「反樞軸國」と「樞軸國」との二大陣營への統合的對立にまで高められ、こゝに世界政治の攪亂、世界經濟の逼迫が進められた。

この間、眞の「持たざる國」たるべき植民地自身の福祉は顧られることなく、押しなべてそれは既に一言した如く、各本國に對する原料供給地、販賣市場並に投資領域としての役割を課せられた。それに伴ひ、これら領域の獲得・確保をめぐる帝國主義的競争の激化は不可避であつた。

とくに世界政治の危局に對應する軍擴競争の推進は、原料、就中戰略資源をめぐる獲得戰の尖鋭化を招き、やがて所謂「持たざる國」側よりする植民地領有の改訂運動を具體化した。例へばエチオピア戰爭、滿洲事變等は、いづれもこの線に沿ふものであつたが、獨逸の植民地返還要求が最も熾烈であり、しかもその現實の口實の裏に、歐洲本土

の失地回復に着手したことは、大いに注目を要する。帝國主義諸國間の鬭争は、常に植民地領域の獲得をめぐる紛争に止らずして、半獨立國、半植民地國を對象とする直接の本國領土改訂にまで擴大せられたのである。それは容易に第二次大戰への序幕を意味するに足りた。いまこの間(一九一四―一九三九年)における各資本主義國の植民地領有状態の變遷を示せば、次表の如くである。

第二次大戰における列強の植民地 (單位：百萬平方千米及百萬人)

	一九一四年				一九三九年			
	植民地	本國	合計	植民地	本國	合計		
	面積	人口	面積	人口	面積	人口		
イギリス	三三・五	三三・五	〇・三	三三・八	四〇・〇	三三・三	四〇・〇	
フランス	一〇・六	五五・五	〇・五	三九・六	一一・二	九五・一	一〇・五	
アメリカ	〇・三	九七・七	九・四	九七・〇	一〇・七	一〇・三	一〇・三	
ドイツ	二九・三	一三・三	〇・五	四九・九	三三・二	〇・三	二二・二	
イタリア	一・五	一・六	〇・三	三・四	〇・三	三・四	〇・五	
日本	〇・三	一九・三	〇・四	三・〇	〇・七	三・七	一・六	
日	〇・三	一九・三	〇・四	三・〇	〇・七	三・七	一・六	

(註) 保護國或ハ盟邦國ニ含ム(波多然者「世界經濟と植民地問題」三〇四頁ヨリ)

上表に示された所を、前記の二大陣營別に考察するならば、

(一) 兩陣營の間には依然として大差のあること。

(二) 新植民地の増加趨勢については、それが殆んど樞軸國側によつて行はれたこと。

が看取せられる。しかも獨逸のそれはヨーロッパにおける失地の回復を越えての領土擴大を實現しただけに、質的に

最も積極的であり、それが第二次大戦の直接の契機となつたことは、明白である。この事は、ナチスの領導下における獨逸資本主義經濟の復興が、既に當時の世界市場の配分状態とは一致しない點にまで、發達したことを意味する。獨逸の商品と資本は既に中歐並びにバルカン諸國に強力な進出を企て、所在の半獨立國、半植民地國等々から既成勢力を驅逐して、獨逸勢力のための市場を擴大することに直接のしかも緊切な利害を見出したに外ならない。

かくして第二次大戦は、又しても半獨立國乃至半植民地國において、開幕を印した。とくにこれらの領域をめぐる獨逸對英佛の帝國主義的利害の對立として釀成されたことは、この際銘記されなければならない。

三 第二次大戦と植民地

第二次大戦の経緯については、こゝでは省略を許され度い。唯、叙上の分析より明らかなる如く、第二次大戦もその初期においては、やはり帝國主義戦争としての傾向を多分に包有してゐたことが指摘せられる。しかし乍ら、やがてソ連邦並びにアメリカの参戦を契機として、こゝに民族の獨立と民主主義の擁護を標榜する國際的統一戦線が結成されたこと、且つ米英ソ等の所謂諸民主主義國が連合國として最後まで協力して戦ひ抜いたといふことよりして、それは反ファシズム世界解放戦として性格づけることが適當であらう。

この戦争の時期を通じ、世界の各植民地は、直接戦場と化した地域はとも角として、軍事的にも經濟的にも、擧げて本國への協力活動に全力を注いだ。ことにそれが第一次大戦の場合におけるが如く、單に支援の程度に止らず、本國の戦力増強目的のために、その戦争經濟體制の一環として取り上げられたことは、植民地の政治的・經濟的地位向上のために、大なる意義をもつものであつた。

いま第二次大戦を通じ、それが世界の植民地に與へた影響とその効果を考察するならば、

(一) 上に擧げた第二次大戦の解放戦たる性格に鑑み、植民地における民族意識は一段と昂揚され、所謂デモクラシー精神の適用下に、それは民族運動の強力な展開を導いた。そしてこの事は、日本の占領下にあつた南方諸地域においてすら、日本の擧げた目標の當否とは別個に、各原住民族の自主的精神を刺戟したことを否定できない。且つ彼等の嘗ての統治者が、一度は退去したといふ事實は、その威信の問題とも結び合はつて、戦後において嘗ての統治者への精神的繫りを弱化せしめる効果をもつたことを見逃さない。かくしてそれは戦後明らかに各本國にとつて、從來の植民地統治政策の改訂を、本氣に考慮せしめる効果を與へたと見られる。

(二) 長期に亘る戦争の期間を通じ、本國との間の交通が阻止乃至は制限せられたことは、やはり兩者の間の政治的・經濟的連繫を弱める効果を及ぼした。ことに本國と絶縁關係にあつた植民地においては、嘗ての本國への經濟的依存度が高かつただけに、非常に疲弊と困窮を味はざるをえなかつたが、その間を本國の力に據らずして過したといふ苦しい經驗は、却つて逆に自主性確立への自信を與へるに資した。

(三) 直接戦火を蒙らなかつた植民地においては、當然經濟的發展が促進せられた。加え、各本國の戦争經濟體制に参劃した地域においては、獨り輕工業部門のみならず、重工業、軍需工業において著しい發達を成就した。それは戦後これら地域の經濟的自主性、自足性の向上に有力な基礎を與へるに足るものであり、既述の民族意識の昂揚と相俟つて、一主權國家としての獨立への機運を助成することとなつた。

尙この點に關しては、上記の工業化前進の背後において、確かに植民地民族資本の蓄積・擡頭が進められたにも拘らず、反面、本國乃至第三國資本の進出(とくに軍需工業部門)を招かざるを得なかつたこと。並に植民地全體としての經濟的近代化の促進の裏面において、本國戦争經濟への全面的寄與は、往々にして原住民大衆の一層の貧窮化を

通じて階級分化を激成せしめた事情を併せ知らねばならない。

そしてこの事は戦後において、一に動もすれば外國諸資本勢力の角逐を招く温床となり、二に民族運動の性格をして、屢々極めて急進的ならしめてゐる事情の一端を説明するに役立つものといへよう。

以上の植民地自體の側における諸要素に加え、謂はゞ在外的な要素として、次のものが附加せられる。即ち、

(一) 上述の植民地の地位の向上について、一の保障を與へたと見られる連合國憲章の規定及びその具體的な現はれとしての國際連合の結成である。

連合國側は既に戦時中より幾度かの會議、協議を通じて、大小諸國の参加を内容とする戦後の一般的國際機構の設立に關し、案を練つてゐたが、結局一九四五年四月六月のサンフランシスコ會議において、國際連合憲章の諸規定を採擇決定した。いまその内容について詳述する餘裕を有しないが、少くとも同意章は次の三つの理念的基礎の上に立つと解される。

(一) 人格の尊嚴、基本的人權の尊重、大小國の同權及び男女間の同權等々の民主主義、自由主義の理念

(二) 正義と國際法尊重の理念

(三) 社會的進歩と生活の向上といふ厚生的理念

そしてとくに植民地問題の處理のために設定せられた國際信託統治制は、基本目的として、次の公明な三原則を掲げた。

(一) 國際平和並に安全の伸張

(二) 信託領住民の政治的、經濟的、社會的、教育的發達、並に各地域人民の特殊事情及び關係諸人民の自由に表

明せる希望に適應し、且つ均等の自治乃至獨立を促進すること。

(三) 民族、性、言語、宗教の差別なく、全人類の權利並に基本的自由に對する尊敬を鼓吹すること。

右の諸規定の指示する所、並に國際連合の現實の活動が、植民地の自治・獨立運動にとつて絶大な精神的保障となつたことは、もはや説明を要しない。

(四) 前述の(一)を以て、植民地自治・獨立運動への精神的支柱と解するならば、戦後におけるソ連邦の國際的地位の向上は、既に指摘した如き植民地民族運動の特異の性格よりして、その謂はゞ事實的な促進要因となつたことを否定できない。各地の共產黨並びに組織労働への働きかけを通じて、戦後の植民地民族運動が多分に大衆的な革命運動の色彩を加えつゝあることは明白である。

然らば上の如き植民地自體の趨勢に對して、各植民本國の立場は如何であらうか。戦時中より戦後にかけての世界情勢の推移、とくに植民地側の動向から見、第一に嘗ての植民主義、帝國主義の改訂は、必須と見られなければならない。他面、植民本國にとつての現實的要請は、經濟的にも軍事的にも、今までは異つた形においてとあるが、各自の植民地との連携を緊密化さざるを得ないとの必要に迫られてゐる。例へば嘗ての強大な植民帝國であつた英・佛・蘭等はいづれも著しい被戰災國である。戦後の經濟的再建のためには、各植民地よりの經濟的援助を希求すること大である。こゝに原料・食料の供給についてのみならず、通商關係の増大を通じて、植民地への依存度の増加を指摘することが可能である。又軍事的にも植民地原住民の軍事的協力の確保が、植民帝國全體の國防的觀點より見て重要なこと、既に今次大戦の體験の教ふる所である。

かくして一方において嘗ての對植民地帝國主義的強壓政策の排除が求められる傍ら、他方において、現實的要請は

本國植民地の連携の緊密化を要望せしめる。この矛盾を解決すべき方途の第一は、何よりも先づ各本國の採る統治政策の改変でなくてはならない。

四 戦後の植民地統治政策改訂の方向

こゝに提起せられた問題に關し、各植民本國の統治政策改訂の方向について縷述を避け、三つの代表的植民國たる英・佛・蘭について戦後の概況を傳へるに止め度い。

〔イギリス〕イギリス舊來の植民地統治政策が、自主主義を以て原則として來たことは周知の如くである。しかも一九〇七年の英帝國會議以來、その具體的志向は所謂「帝國的結合」の強化にあり、とくに一九二九年の世界恐慌後、オタワ會議（一九三二年）の成果としての大英帝國ブロック經濟の結成は、帝國特惠關稅制度を以て結合の紐帶とした。そしてこの結合を支へる支柱こそは、世界に冠たる大海軍力、大海運力に基礎を置く所の世界商業力の掌握と、老大な在外資産による國際的な金融支配力であつた。

第二次大戰におけるイギリスの莫大な戦費支出は、國內經濟力損耗に加えて巨額の在外資産の削減を餘儀なからしめた。例へば一九三九年五月—一九四五年六月に至る期間の、在外資産削減總額は四十一億九千八百萬磅と計上され、これは戦前四・五十億磅と推定せられた在外總資産の殆んど全部に匹敵した。

加之、武器貸與法を通じてアメリカより巨額の借入（二三五億弗）を行ひ、又カナダ、濠洲、印度等の帝國內諸邦に對し總額廿九億に上る債務を負担した。この事實は、いふまでもなく世界經濟におけるイギリスの地位の低下を意味し、且つ又これに代るアメリカの優位と「帝國的結合」の實質上の弛緩を内容とした。米英金融協定（一九四五年十二月成立）に基づき、巨額の對米借款に對する代價條件としての帝國特惠關稅の廢棄は、イギリスにとつての痛棒として

評價せられる。

イギリス本國自體の經濟力の低減、並びに各自治領、植民地等の經濟的地位の上昇乃至は植民地民族運動の熾烈なる展開に直面して、イギリスの植民地統治政策は當然變改を期待せられた。現在までの經過において、それは嘗ての自主主義を數歩前進せしめ、可能な限り、獨立國、自治領への地位の向上を許容、助成し、これらを友邦國としての地位において、大きく「帝國的結合」の枠内に存置せんと方向を採りつゝあるかの如くである。

この點に關し、豫てより反帝國主義的植民政策を提唱し來つたイギリス労働黨の植民政策としては、少くとも理論的には、帝國主義的政策の排除と、社會主義原則の英帝國全般への適用が考慮せられてゐると考へ度い。換言すれば、自由と平等を原則とする一つの模範的な國際社會の形成が目標とされ、この目的のために後進國の獨立が企圖せられる。しかし乍ら、現實の推移は、(一)労働黨と雖も、自ら進んで英帝國の結合を根底より解體せしめる意圖のなきこと、(二)上述の根本方針は、自治程度高き諸邦に適用され、未開地域は軍事的、經濟的に重要な地域については自ら別個の取扱が採用されつゝあること、を漸次明らかならしめつゝある。

この事は、戦後のイギリスによる植民地問題處理の個々の事例を検討することによつて容易に理解せられる。

概括して、その統治政策は各地域の實情、即ち(イ)列國の勢力關係、(ロ)經濟的利益の輕重、(ハ)軍事的利害の有無、(ニ)民度の高低、(ホ)民族運動の強弱等の諸條件を配慮して、妥協、讓歩、存続、新擴張等々極めて彈力的な態勢の裡に、世界政治・經濟の動向との摩擦の回遷を主眼として、巧みに運用されつゝある。その根本の意圖が、從來の自主主義の敷延により、本國との友邦的な親密關係の設定を通じて、ヨリ寛大な觀點よりする「帝國的結合」の維持にあることは、繰返すまでもなからう。

〔フランス〕 戦争により莫大な災害を蒙つたフランスが、戦後の植民地問題處理について、非常な苦境に立つてゐることは、寧ろ當然である。一昨年の北アフリカ植民地の騷擾、昨年一月國際聯合安全保障理事會における舊委任統治領（シリア、レバノン）からの撤兵強制、佛邦をめぐる獨立運動の持續等々、嘗ての植民地帝國は崩壊の氣運稍々濃厚である。

かゝる事態は必然新生フランス第四共和國の植民地觀に、重大な變化を與へたと見て差支ない。今やフランスは嘗ての植民地といふ觀念の放棄を志し、既往の本國對植民地の關係を棄却して、各々の平等の權利、利害と自由のための自由なる結合の實現を以て理想としてゐる。即ち新憲法は「本國フランス」と「海外フランス」の結合の上に「フランス連合」(ユニオン・フランセーズ)の建設を規定する。

この「フランス連合」の構成は、一見恰も大英帝國連邦の構成に類似を思はせる。だがその基底において、フランスの傳統的統治方針たる同化主義の貫流を見逃すわけにゆかない。そこにはやはり本國文化によつて植民地を同化し、これを本國に結びつけんとする意圖の伏在を認定し得る。かゝる觀點よりして、屢々イギリスの植民地政策が遠心的であるに對して、フランスのそれは求心的なりと説かれる。本國の眞意は、この連合體の枠内において、かゝる求心的な傾向の保持・推進にある。各植民地における激しい民族獨立運動に對處して、その企圖が奏効するや否やは、頗る疑問である。まして戦争中、植民本國としての威信を失墜した實情よりして、その同化政策延長の前途は、非常な困難に富むと見られても致方あるまい。われ／＼はその典型的な例を、インドシナにおいて見出す。終戦を契機として生誕した越南共和國を中心として、依然として對本國抗爭が續けられてゐる。それは數個の自治國への分割統治を内容とする本國のインドシナ連邦案（後に連盟に改組）を拒否して、少くとも安南、トンキン及び交趾支那を

結合する單一共和國家の獨立を目標とする。強壓と懷柔を伴ふ本國側の解決促進策にも拘らず、長き民族運動の歴史を有するインドシナの反抗は、本國側よりの大幅の讓歩なき限り、早急の妥結を至難とするのではなからうか。

〔オランダ〕 同じ様な状態が蘭印におけるインドネシア共和國の生誕とその發展途上におけるオランダ本國との間の葛藤に示される。此處ではオランダのヨリ讓歩的な態度にも拘らず、他面における分割統治採用の氣配並に國際諸勢力の介入が、問題を一層複雑ならしめてゐる。國際植民地的傾向の濃厚であつた嘗ての蘭印の地位からの完全なる脱却は、決して安易なコースではない。

オランダ本國の衰微、原住民族意識の昂揚は、此處でも日本降伏を契機として、インドネシア共和國の發足を導き、獨立運動へのスタートが切られた。これに對する英邦軍の進駐に次いでオランダ軍を迎へ、それは武力抗爭化した。オランダは當初、一九四二年のウイルヘルミナ女王聲明（將來の自治制確約）の再確認を以て臨んだが、事態は收拾不可能であり、イギリスの仲介による現地會談（一九四六年二月）にまで進展した。

かくてオランダ政府は妥協策を講じ、(一)完全自治、(二)共通市民權の設定、(三)民主的行政・立法機關の組織、(四)將來のステータスの自主的決定等を提案したが、妥結を見るに至らず、爾來數次の交渉、紛争を経た後に、昨年十一月十五日のチェリボン假協定の成立となつた。

同協定の内容とする所も正しく「蘭・イ連合」案に外ならず、オランダ王國を改組して、ジャワ、マツウラ、スマトラについてインドネシア共和國の事實上の主權を認め、一九四九年一月一日までに同共和國とボルネオ、及び大東州の諸邦（東インドネシア自治國、西ボルネオ自治國、ロンボク自治領、ダイヤ族自治領等）を以てインドネシア連邦を構成し、さらにインドネシア連邦とオランダ王國は、對等の地位において「蘭・イ連合」を樹立せんとするものである。

本協定はオランダとしては、明らかに多大の譲歩を含むものであったが、同時にその内面には、インドネシア共和國を圍む諸自治國、自治領の設立或はジャワ島内におけるスダダ人の分離運動及支持等に示されるが如く、分割統治策採用の漸進を感じしめるものがある。加えて國際諸勢力の介入、インドネシア自體における民族的不一致、社會的不統一は、尙今後多くの課題を残すと見なければならぬ。

現實の推移は、過渡期の中間連邦政府樹立に關するオランダ側の提案をめぐつて惡轉し、蘭・イ兩軍は七月二十日を期し、又しても戦闘状態に突入した。その解決には英・米の調停を俟つの外なしと見られてゐるが、かく國際勢力の仲介を不可避とする所、加えて前記の社會的不統一が、再び嘗ての分割統治の巧妙な手段として利用されなければ幸である。インドネシア共和國の前途、頗る多難を思はせるに足る。

以上、英、佛、蘭等嘗ての植民帝國による争後の統治政策改訂の方向を概観したが、各本國による相當劃期的な讓歩にも拘らず、未だ各植民地の完全なる自主的獨立への途は、決して樂觀を許すものではない。

一般的に見て、戦時中より戦後にかけての植民地民族意識の昂揚と戦後における活潑な民族自治獨立運動の推進にも拘らず、尙この運動の完全なる達成のためには、その基礎における經濟的裏付けが必要であり、且つ又強力な經濟的地盤が與へられるためには、植民地自體の側における民族的團結、社會的統一の成就が前提とされなければならぬ。

かくる諸問題についての解明を、ヨリ具體的ならしめるため、且つそれを通じ戦後の世界植民地問題の所在點、乃至は歸趨について、多くの示唆を與へるに足るものとして、印度問題を例示し、若干の考察を加えたいと思ふ。

五 植民地問題の所在點(二)の例證—印度獨立問題

戦後、イギリス労働黨内閣による對邦印政策は(一九四五年八月十五日發表)相當思ひ切つた讓歩内容を以て發足した。即ち(一)近い將來における完全獨立を公約すると共に、(二)そのための新憲法制定の國民議會の選出を求めた。この方針は翌年三月のアトリー首相の下院演説において、さらに確認、擴充せられ、印度が將來、大英帝國連邦の内部に止まるか、或は完全獨立を實現するか、その決定は印度人自身に委ねられた。その後ウェーヴェル前提督の下における閣僚使節團の派遣により、昨年五月十六日のイギリス政府の印度白書發表となつた。しかしいづれの場合にも印度自體における國民會議派と回教徒聯盟の意見對立—印度教徒と回教徒の間における内部抗争をめぐつて、問題は紛糾を重ね、獨立實現の遷延が憂慮せられた。

しかし本年三月のマウンドバツテン新總督の着任以來、事態は急速に進捗し、去る六月三日の新提案(白書)により、最後の斷案が下された。その内容は自治領としての地位を基礎とし、一乃至二の印度政府に本年(實際には八月十五日の豫定)に主權を移讓する。そして自治領としての印度が大英帝國連邦内に止まるか、連邦から分離して獨立國となるかは、やはり印度人自身が決定すべき問題とされてゐる。

イギリスのこの勇斷は、何よりも大英帝國連邦が一の民主主義的機構として再發足したことの實證として、高く評價するに値する。同時にそれは、とくにイギリス側よりの將來における對印經濟關係密接化への期待、友好的善隣關係樹立への希望によつて裏打ちされてゐるものと見て差支ない。

とまれ印度は今や長年の宿望たる獨立實現に向つて、具體的な一歩を乗り入れた。それが統一印度の成立にはなく、國內の社會的不統一の故に、分割印度(印度教徒地域とパキスタン地域に二大別)の形成に向ひつゝあること

は、この際改めて注目を要する。その將來の運命に關しては、今後の推移に俟つとして、こゝでわれわれは、大きな摩擦を胎み乍らも獨立運動の結實を可能ならしめた經濟的基礎について、眼を轉じなくてはならない。

既に印度は過去百年に亘るイギリスの統治下に在つて、交通、國防、郵便、通貨制度及び關稅制度等の統一を成就し、謂はゞ統一印度のための政治的・經濟的地盤は略々確立されてゐた。かゝる地盤の上に、二つの大戦を通じて、印度經濟は著しい發展を遂げた。

全般的に見れば、印度經濟の基礎は、いま尙、農業と手工業の上に置かれてゐるといへるが、半面において、とくに二度の大戦を契機として近代工業の發達が促進された。その中樞をなすものは紡績業であり、第一次大戦中を通じては、専らボンベイを中心とする紡績業、カルカッタを中心とする黄麻工業を軸として、主として輕工業部門の進展が具現せられた。今次大戦中においては、紡績業においてさらに躍進的發展を遂げたのみならず、航空機、自動車、アルミニウム、鐵鋼、化學原料等の軍需工業、重化學工業において顯著な勃興を示した。そしてこの事は印度經濟が「應近代的な基礎の上に、自らの再生産の條件を具備するに至つたことを裏書きするに足る。

かゝる工業の發展は、當然民族資本の興隆を隨伴した。戦時中におけるその成長の證左を、一九四四年六月の八名のボンベイ民族資本家の案に成る「ボンベイ・プラン」に見出し得る。米貨換算三百億弗相當額を以てするこの「産業開發十五箇年計畫」は、その構想と規模において雄大といふだけでなく、印度經濟の近代化を自らの手で擔當せんとする民族資本家の熱意と自信の程を充分に窺はしめる。それは工業化の促進を骨子とし、さらに農業の改革、富の公正分配に關する諸施策を含み、この期間内に國民所得を増加し、工業生産額を一九三二年當時の五増、農業生産額を一・三増、サーヴィス業を二増に増大せんと目録む。現在における印度民族資本の實力の検討を俟つべきでは

あるが、本計畫に盛り込まれた民族資本家の意欲を率直に買つて然るべきであらう。

加ふるに第二次大戦中、印度は戦前三億六千萬磅に上つた對英債務を一九四四年末迄に償還し、逆に十三億三千万磅に達する對英磅殘高を計上した。前記計畫の樹立は、この資金の活用とも關聯するものであるが、在英資金の設定が、帝國內の印度の政治的・經濟的地位を高め、延いては國際的地位の向上を裏付けるものであることを肯定できよう。

かくて見るならば、獨立運動の背景をなす經濟的進歩は、前途も益々明るきを思はせるかも知れない。しかし乍らイギリス資本の殘存或は國際資本勢力の進出の豫想は、この點に關し、安易感に耽るを許さない。

例へばその制約條件として、第一に尙總額二億四千萬磅を残すイギリス投資力の既成勢力、とくに印度準備銀行以下近代的銀行を通じてのその金融的支配力の掌握を擧げなくてはならぬ。第二に磅後のイギリス經濟振興の根幹條件と目される輸出振興——海外市場確保の欲求が、廣大な市場を包藏する新生印度に絶大な利害と關心と見出すこと。第三に戦時中の印度重工業とりわけ軍需工業（航空機、自動車等）の勃興は、アメリカ資本の援助に負ふ所大であつたこと、並びに第四に戦時中の米印貿易は、英印貿易を凌いだといふ事實は、戦後の英帝國特惠制の廢棄とも思ひ併せて、今後益々アメリカの印度に對する投資的、市場的の關心を深からしめるものと想定される。さらに第五に、印度復興資金の調達が、クレディットの形態或は國際復興開發銀行を通じて、ヨリ多くアメリカに依存せざるを得ないであらうとの豫想は、アメリカの資本的勢力の進出の途を拓くに資すると思はれる。

これら諸條件の示す如く、一にイギリス勢力の殘存に加えて、二に印度をめぐる米英兩勢力角逐の可能性さへ考へられるとするならば、印度民族資本の進展——印度經濟の自主的發展の前途は、尙荆棘の途と見られよう。印度民族

資本が外部諸勢力の壓力の前に、嘗ての中國におけるが如く、買辦化することなければ幸甚である。しかも今回の分割インドの成立が、それによつて前述の經濟的地盤の分割をも隨伴すると解される以上、この事は何よりも印度の實質的獨立に對しての一大制約であることを考慮しなければならぬ。

以上、戦後の植民地問題の趨勢を示す一例證として、印度の場合を探り上げた。蓋しこの國が、

- (一) 嘗ての代表的植民地國たる大英帝國內の寶庫たる一員より、過去永きに亘る被壓服者の地位を脱して、將に獨立を成就せんとしてゐる實情。
- (二) この地における民族運動は、長く激しい歴史的背景をもつこと。
- (三) その經濟的近代化が、第二次大戰を通じて著しく進められたこと。
- (四) かくて統一的獨立の機運にあり乍ら、民族的、社會的不統一が、結局において分割的獨立への途を探らしめたること。

等々の事情よりして、それは概ね現段階における世界植民地問題の所在點について、具體的事例を展示してゐるものと見て良からう。かくて印度の獨立は、明らかに戦後の植民地解放運動昂進の過程において、その意義を高く評價せられて然るべきではあるが、それが現時の國際的環境の下において、國際連合の一員として順調に發展を遂げ得るや否や、或は又國際勢力の壓迫の前に、再び半獨立國乃至半植民地的地位への後退を餘儀なくせられる懼れなしとはいであらうか。要は今後の印度人全體の努力に係るとはいへ、その歸趨は正に世界植民地問題全般の歸趨といふ觀點よりしても、大なる注目の的たるを失はぬであらう。

六 結言(現段階における植民地問題の意義)

上の印度の例に示されたイギリスの新しいゆき方、そこからして屢々新しい帝國主義の構想が引き出されるかの如くである。「敵對的な帝國領土より、友好的な獨立國」とは、戦後イギリスの現實的な世界政策を律する理念であらう。確かにイギリスとして、今回の印度獨立容認をはじめ、ビルマ、埃及、トランスヨルダン等の獨立促進、或はその他の新統治方針の適用は、嘗ての抑壓政策に對する根本的な改訂を意味する。この事は異論なしとしても、それが「帝國的結合」の全面的解體を、自ら進めるものでないことは、重ねて強調して大過あるまい。

蓋し相次いで生誕すべき新獨立諸國は、その隣にはその他の諸自治領と共に、イギリスにとつて最も親密なる政治的・經濟的協力關係に立つとの確たる見透しと期待を抱持して憚らぬからである。そこには、在外資産の大部分を喪失したイギリスとして、今後は主として友好的市場としてのこれら領域の確保に、強い願望を潜ましむること、繰返し指摘するまでもない。

その程度において多大の懸隔を示すとはいへ、フランス、オランダの場合にも、略々同じ方向への進展は不可避であらう。それは明らかに戦後の國際環境、國際的思潮の流れに沿ふ所以に外ならない。かくしていづれの植民本國も、各植民地との間の個別的な關聯においてのみ、植民地問題の根本的解決を計りえない。即ち既述の如く、現段階における植民地問題は、正に國際的規模においてこそ解決されねばならない。

それが世界の問題たる以上、戦後の世界政治・經濟の主導者たるアメリカのゆき方、並びに別個の勢力としての發展を進めつゝあるソ連邦のゆき方をも考慮する要があらう。

アメリカは既にヒリップシンの獨立(一九四六年七月四日)にも示される如く、積極的に植民地の自主化、後進國の開発援助政策を推進中である。この點については、屢々指摘せられる如く、戦時中よりの莫大な資本の蓄積、生産力の

飛躍的發展が、戦後の世界經濟運営に對處して、今後の世界經濟の安定と繁榮とは、各國民經濟の相互關係の中から自然因果的に導き出されるものではなくして、「一つの目的としての各國民經濟の自覺的協力の中にのみ見出される」(ハレセン)との態度を採らしめ、且つアメリカ自身、自己を中心とする世界經濟圈においての自己の客觀的地位を明確に自覺してゐる點が、特筆されなければならない。しかもその裏面において、絶大な經濟餘力の保有は、逆に海外市場への依存度の擴大を通じて、海外市場の擴張に緊切な利害を感じ乍らも、敢て植民地的領域の増大・確保を必要としない程強力なものであるとの判定が許される。即ちアメリカの經濟力は後進國の工業化、民族資本の發展を怖れねばならぬ程弱少でなく、寧ろ世界の各地に資本と機械を輸出し、積極的に各地の近代化を促進することに、一層の利益を見出してゐるのである。こゝに戦後のアメリカの自由貿易提唱の根柢が横はり、又活潑な對外援助活動遂行の理由が見出される。恩惠的、贈與的なアメリカの對外援助政策を軸として、世界的な新帝國主義乃至超帝國主義への方向の前進が期待せられる。

これに對し、ソ連邦は、獨自の理論的立場から植民地、半植民地國の解放運動を支持・援助し、謂はゞ同好國の建設に努力中である。かくして米・ソ二大國の世界政策の指示するところは、上述の線に沿ふ限りにおいて、世界植民地の明るい將來を約束するものといへよう。しかし乍ら、われわれは素よりかゝる傾向の抽出のみによつて判斷を急ぐべきでない。

諸資本主義國の利害の錯綜する所では、依然として相互の摩擦・對立の存することを認めざるを得ない。中東における石油獲得戦の如き、最も典型的な例である。又個別的に見ても、例へばイギリスのポルネオにおける二直轄植民地の設定(サラワック、俾國及び北ボルネオの買収)或はシンガポール、香港の直接統治權保持等は、いづれも既述の方向とは反對に、舊體制維持の線に連るものであり、又國際連合による信託統治制の諸規定における戰略地域の單獨信託制の承認(既にアメリカは舊日本南洋委任統治領をアメリカの單獨信託統治領として決定した)も、同様の意味をもつものである。

かく見るならば、世界資本主義は、一方において相互融和の態勢を進め乍らも、他方において尙依然として對立の餘地を残すと解される。加之社會主義體制との對立は、屢々摩擦を繰返す實情にある。

かゝる事情の展開に當面して、世界の植民地としては、唯々與へられた政治的地位に安價な満足感を見出して進歩を忘れ、又與へられた地位の運用を誤るようなことがあつてはならない。それには何よりも民族的・社會的統一を前提として、經濟的開發——近代化を押し進め、主權國家としての政治的・經濟的地歩を築くと共に、あくまで自主的な再建を根本方針として進まなければならない。その向背を決するものは、一言にしていへば、その實質的な自主性の確保程度の如何であらう。この意味から、植民地における獨立運動の達成は、植民地的・半封建的社會の革命を内包するものであり、しかもそれは單に政治的のみならず、經濟的社會的な變革の遂行を通じてのみ成就せらるべきものであるとの概括的理解が成立し得る。

その成否は勿論、究極的には各植民地自らの努力に係るものであるが、同時に又、それを基礎として、これら植民地乃至は後進國同志の結合・協力による一層の推進が望まれる。現實に未だ萌芽的、端緒的な形においてあるが、戦後の世界にかゝる協力體制の進歩を認め得る。例へば本年三月末、ネール印度副首相の提唱の下にニューデリーに開催せられた全アジア會議、昨年の國際連合後期總會にヒリップピン代表によつて提出せられた未自治領民世界會議開催の提案、或は「政黨(マライ國民黨)の主張に過ぎないが、イギリスによる「マライ連合」案拒否の態度と將

來におけるマライのインドネシア連邦参加希望の表明、さらに最近のインドネシアにおける蘭・イ交戦に關し、印度中間政府が米・英兩國にその調停方を要請したこと等は、いづれもその現はれといへよう。

かゝる傾向の進展は、その基本において、戦時中各種植民地において進められた各地原住民の貧困化とその大衆的利害の一致共通が、戦後の獨立・解放運動に際して共同戦線の形成を導くに至つた、ゆゑと解される。この點については、戦時を通じて示されたソ連民族政策の成功、就中、多民族國家としてのソ連邦の鞏固な民族的團結の成果が、植民地民族のソ連邦に對する信頼感を増大するに資した事實を輕視できない。そしてこの事は、植民地、半植民地國、後進諸國等における民主革命の過程に、新たな推進要因と展望を賦與するに足るであらう。

かくして嘗ての植民地にとつては、既往の對本國從屬的地位よりの離脱と共に、その自主的地位を自らの力、相互の協力によつて守り育てることが、現實の課題となり來つた。この場合、最も警戒すべきことは、徒らなる内部的紛争によつて、國際諸勢力の利用對象とならぬことである。先に見た印度、インドネシア、インドシナ等々の場合に限らず、新獨立國はいづれも再び分割統治の犠牲に墮することなき様、先づ自ら戒めねばならない。そして既述の如き各本國勢力による新(超)帝國主義政策の適用に對し、常によくその本態を見究めることが肝要であり、資本主義強大國の援助と支持に恩恵を感じつゝも、その市場問題解決の具に供せられることにより、自己の福祉増進の方向を見失はぬことである。

かくて今や、植民地問題の國際的規模における解決を通じ、解放戦の結果、世界民主主義化の一翼としての、その自治・獨立の完成にこそ、現段階における世界植民地問題の意義が見出される。洵に戦後における植民地問題の解決は、世界の新平和機構設定・維持の觀點から、追求せられねばならない。(一九四七・七・二四)

編輯後記

本號は曩に發行した慶應義塾創立九十年記念論文集第一輯の續巻である。本昭和二十二年は、本塾創業の安政五年より算えて九十年目に當る。五月二十四日には天皇陛下の親臨を仰いで祭典を舉行した。經濟學部教授・助教(同時に本學會會員)はこの機に各自專攻の一文を持ち寄り、以て記念論文集二冊を上梓することにしたのである。たゞ諸般の事情に阻げられ遂に寄稿されなかつた會員六名を算えるのはかかる編纂物にもすれば生じ勝ちな故障であるとはいへ、この結果を見るに至つたのは編輯者の熱意にも恐らく缺けてゐたところ尠くなかつたのであらうことを憶ひ、讀者諸賢におわびする次第である。

用紙事情の窮乏のため、この論文集二冊は昭和二十二年下半期六ヶ月分の割當用紙全部を費した。増頁も増刊もならず、個々の論文の長さも亦自づと一定限度にとどめられた。これ等の障壁は、來るべき本塾創立三百年を記念する論文集の編纂の際には、すべて霧散してゐるであらうことを希つてやまない。然しそれは他力本願で済まし得ることではない。一見縁遠い吾々の日々の仕事も亦、この隘路突破に一役買つてゐるのであることを夢忘れてはならないであらう。

尚記念論文集第一輯の内容は本號巻末附載の昭和二十二年下期總目次で御承知ありたい。

(高村象平)

昭和二十二年十月二十五日印刷 第四十巻
昭和二十二年十二月一日發行 第十一三號

本號定價 金四拾五圓

送料 二圓四十錢

發行所 東京都港區芝三田慶大經濟學部内
高村象平

印刷所 東京都港區芝三田慶大
川口芳太郎

印刷所 東京都港區芝三田慶大
圖書印刷株式會社

豫約購讀料 一年分 金二百圓(送料共)
半ケ年 金百圓

豫約購讀料は發賣所宛お拂込み下さい
誌代變更の場合は精算決濟致します

編輯に關する用件は發賣所へ
營業に關する用件、購讀申込は發賣所へ願ひます

發行所 東京都港區芝三田三丁目慶應義塾大學經濟學部研究室内
慶應義塾經濟學會

發賣所 東京都港區芝三田二丁目
慶應出版株式會社
日本出版協會會員A-11019

郵 給 元 東京都千代田區
神田區錦町三ノ九 日本出版配給株式會社